



® 平成 30 年 8 月 14 日 (火)

No. 14751 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ウェブサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第22回 フィリピン … (1)

世界の知的財産法

第22回 フィリピン

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

フィリピン共和国(以下「フィリピン」という)²は、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島等を中心に、大小合わせて7100以上の島々から構成される共和制国家である。

1521年にマゼランがフィリピンに到着した後、スペインは続々と遠征隊をフィリピンに派遣した。1571年のマニラ陥落以降、約300年間にわたりスベ

インの植民地となった。1898年に独立戦争が起こり一旦独立を宣言したが、米西戦争の結果、フィリピンは米国の統治下に置かれることとなった。第2次世界大戦中の日本による占領の後には再び米国の統治下に置かれたが、1946年に再独立を果たした³。

フィリピンの人口は1億1000万人弱であり、マレー系、中国系、スペイン系及びそれらの混血と少数民族から構成される。気候は、高温多雨の熱帯気



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

Fax 06-6316-5544

<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
弁理士 加藤 秀忠
弁理士 山下 託嗣
弁理士 元山 雅史
弁理士 堀川 かおり
弁理士 渡辺 尚
シニアカウンセラー 小野 由己男[※]

弁理士 山根 政美
弁理士 合路 裕介[※]
弁理士 松山 習
弁理士 小野 健太郎
弁理士 吉田 新吾
弁理士 三崎 正輝[※]
弁理士 古賀 稔久
弁理士 夫 世進
弁理士 原田 泉
弁理士 石川 貴之

弁理士 西本 昌悟
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 田嶋 亮介[※]
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 黒川 雅子
弁理士 上田 靖
弁理士 水谷 康博
弁理士 川分 一郎
弁理士 大西

韓国弁理士、日本弁理士 朴 沼泳
米国特許弁理士 エリック・邦夫・モートン
中国弁理士 吳 芳 鄭 徳虎

事務長 東川 達三

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン[※]

[※] 米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

候に属する。首都はマニラ、公用語はフィリピン語及び英語、通貨はペソである。国民の約93%はキリスト教、約5%はイスラム教を信仰している。

フィリピンの主要産業は農林水産業であるが、電子・電気機器の輸出も多い。近時は、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO) 等のサービス業が発達している。また、海外の出稼ぎ労働者からの送金が2015年には約257億ドルに達し、重要な外貨獲得源となっている。近年のGDP成長率は、2015年が5.8%、2016年が6.4%となっており、比較的高い経済成長率を維持している⁴。

フィリピンにとって、日本は最大の援助国であり、製造業を中心とする多くの日本企業が、フィリピン企業との貿易を行い、またフィリピンに対する投資を行ってきたことから、フィリピンは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するフィリピンは、急速な発展を続ける東南アジアの一角を占める国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなフィリピンの重要性に鑑みると、フィリピンの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向

等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、フィリピンの知的財産法の概要を紹介することとしたい⁵。

II 知的財産法全般

フィリピンは、約300年間にわたりスペインの植民地となり、その後は長く米国の統治下に置かれた。これらの歴史的背景から、フィリピンの法制度は、「大陸法 (成文法) と英米法 (判例法) の混合型」となっている。フィリピンの主な法源には、憲法、条約、法律、判例法等がある (但し、判例法は、最高裁判所の判例に限られる)。

知的財産権に関しては、フィリピン憲法に明文規定がある。即ち、憲法14条13項は、「国家は、科学者、発明家、芸術家、その他の才能のある市民の知的財産と創造物に対する独占的権利を、特に法律で定められている期間、人々に有益な場合には保護しなければならない。」と規定している。

フィリピンの知的財産法制度の基本をなす「知的財産法」⁶は、従来の「特許法」、「商標法」、「著作権法」等を統合するものとして制定されたものである (その後、数回の改正を経ている)。全241条から

表1：フィリピンの「知的財産法」の主な体系

第1部 知的財産庁	
第2部 特許に関する法律	第1章 総則、第2章 特許性、第3章 特許を受ける権利、第4章 特許出願、第5章 特許付与手続、第6章 特許の取消及び特許権者の入替、第7章 特許を受ける権利を有する者の救済、第8章 特許権者の権利及び特許の侵害、第9章 任意ライセンス、第10章 強制ライセンス、第11章 権利の譲渡及び移転、第12章 実用新案の登録、第13章 意匠及び集積回路の回路配置
第3部 商標、サービスマーク及び商号に関する法律	
第4部 著作権に関する法律	第1章 序章、第2章 原著作物、第3章 二次的著作物、第4章 保護されない著作物、第5章 著作権の経済的権利、第6章 著作権の所有権、第7章 著作権の移転又は譲渡、第8章 著作権に関する制限、第9章 寄託及び告知、第10章 人格的権利、第11章 後の移転における利益に対する権利、第12章 実演家、録音物制作者及び放送機関の権利、第13章 録音物制作者、第14章 放送機関、第15章 保護に関する制限、第16章 保護の期間、第17章 侵害、第18章 適用の範囲、第19章 訴訟の提起、第20章 その他の規定
第5部 最終規定	